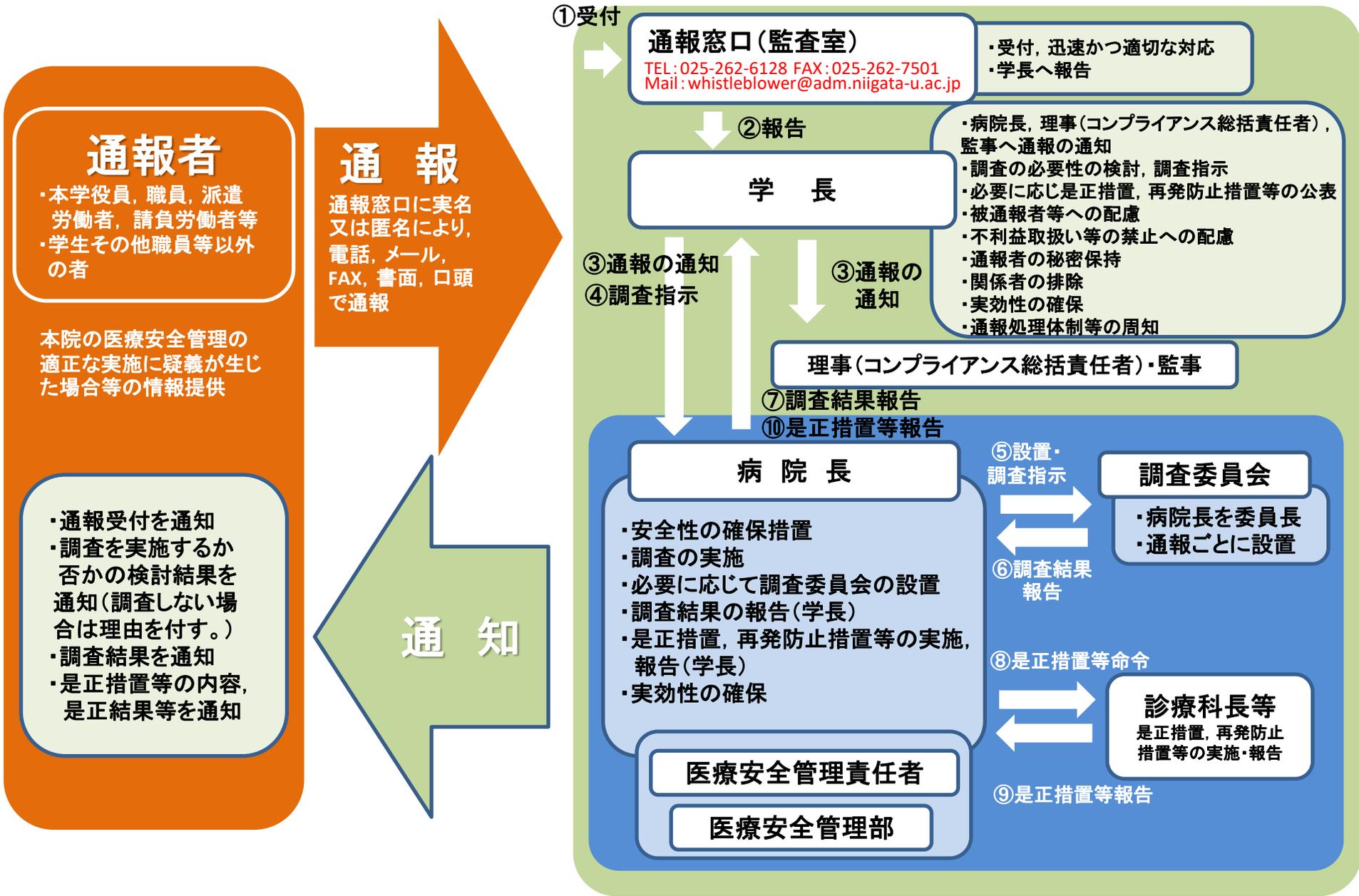


新潟大学医歯学総合病院における医療安全管理に係る通報体制について



通報者

- ・本学役員，職員，派遣労働者，請負労働者等
- ・学生その他職員等以外の者

本院の医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供

- ・通報受付を通知
- ・調査を実施するか否かの検討結果を通知(調査しない場合は理由を付す。)
- ・調査結果を通知
- ・是正措置等の内容，是正結果等を通知

通報

通報窓口へ実名又は匿名により，電話，メール，FAX，書面，口頭で通報

通知

①受付

通報窓口(監査室)

TEL: 025-262-6128 FAX: 025-262-7501
Mail: whistleblower@adm.niigata-u.ac.jp

- ・受付，迅速かつ適切な対応
- ・学長へ報告

②報告

学長

- ・病院長，理事(コンプライアンス総括責任者)，監事へ通報の通知
- ・調査の必要性の検討，調査指示
- ・必要に応じ是正措置，再発防止措置等の公表
- ・被通報者等への配慮
- ・不利益取扱い等の禁止への配慮
- ・通報者の秘密保持
- ・関係者の排除
- ・実効性の確保
- ・通報処理体制等の周知

③通報の通知

④調査指示

③通報の通知

理事(コンプライアンス総括責任者)・監事

⑦調査結果報告

⑩是正措置等報告

病院長

- ・安全性の確保措置
- ・調査の実施
- ・必要に応じて調査委員会の設置
- ・調査結果の報告(学長)
- ・是正措置，再発防止措置等の実施，報告(学長)
- ・実効性の確保

医療安全管理責任者

医療安全管理部

⑤設置・調査指示

調査委員会

- ・病院長を委員長
- ・通報ごとに設置

⑥調査結果報告

⑧是正措置等命令

診療科長等

- 是正措置，再発防止措置等の実施・報告

⑨是正措置等報告